

令和6年度第3回

尼崎市男女共同参画審議会 会議録（要旨）

- ☐ 日時：令和7年3月4日（火）10時～11時40分
- ☐ 場所：尼崎市役所北館4階 4-1会議室
- ☐ 出席委員：委員10名（◎＝会長 ○＝副会長（ご欠席））
新井委員、岩田委員、木本委員、小林委員、徳山委員、
友田委員、◎中里委員、西村委員、三谷委員、三宅委員
事務局4人
文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課職員2人
オブザーバー
女性センター所長
- ☐ 関係所管：0課
- ☐ 傍聴者：3名

1 開会

2 議事

(1) パートナースhip宣誓制度の拡充について

事務局：——資料をもとに説明——

委員：新たに制度の対象となる「近親者」に対しても受領証を交付するのか。また、受領証裏面の特記事項に近親者の氏名や続柄を記入するのか。
どのような方法で制度拡充にあたっての周知を行うのか。

事務局：希望に応じて近親者にも受領証を交付する。また、受領証裏面の特記事項に任意で近親者の氏名や続柄を記入することができるようにする。
制度拡充に関する周知については、制度の要綱や手引き等を市ホームページに掲載するなどして周知を図る。

委員：受領証はラミネート加工してあるのか。交付する際にはどのような形で事実関係を確認するのか。
中には事情があり無戸籍の子どももいるので、一定の関係性を確認することにより、そういった子どもも近親者として取り扱えないか。

事務局：受領証はラミネート加工して交付するので、勝手に追記することができないようになっている。法的効力はないが、公印を押印しているので、市が宣誓書を受領したという証明になる。近親者との関係性については、基本的に戸籍謄本などで確認するが、例外的な事例については、今後の運用の中で対応を考えていく。

委員：現行制度においても生計同一という要件を課しているか。

- 事務局：現行制度においては、パートナーと別居している場合にも制度の対象となる。拡充後の制度における生計同一という要件は、近親者のみに課しているもので、住民票などで確認するが、子が学校の寮で生活するなどして別居している場合でも、生活費を支援している振込の書類等により確認がとれれば対象とする。今後は事務局において要綱改正等の事務的な手続きを進めていく。
- 委員：法的効力はないということであるが、今後運用していく中で制度の評価を行い、必要に応じて見直しを行っていく必要がある。将来的には法的効力を持った制度になっていくことが望ましい。
- 事務局：今後運用していく中で新たな課題が出てくることもあると思う。そういった場合は、近隣他都市の状況も踏まえて審議会においてもご意見をいただきながら、制度の見直しを行っていく。
- 委員：性的マイノリティの方に加えて、事実婚の方も制度の対象にするとのことであるが、宣誓件数の内訳は外部に公表するのか。ジェンダー講座を行っている関係で、可能であれば今後内訳を教えてください。
- 事務局：宣誓された方に対して、お二人のセクシュアリティや関係性などをこちらから伺うことはなく、記録にも残さないで、内訳を公表することはない。
- 委員：議題１はこの場で承認する。運用面は今後事務局で整理していくと良い。

(2) 尼崎市立女性・勤労婦人センターの今後のあり方について

事務局：——資料をもとに説明——

- 委員：公園敷地内に北図書館と合わせてトレピエを整備してほしいという意見もあったが、法解釈上は難しいと聞いている。その点について補足説明をしてほしい。
- 事務局：都市公園法上、公園内に整備できる施設は限定されており、トレピエの位置づけが都市公園法に規定する社会福祉施設に準ずる施設であるのかが争点になるが、そういった施設であるとは整理できないために公園内に設置することができない旨を公園関係部局が国や県にも確認している。
- 男女共同参画社会づくり機能の拠点施設は、関係団体や陳情者などのお話を聞く中で図書館との連携が取りやすい現在地で整備する方針となり、相談事業や託児、啓発事業等を実施するための諸室を確保する旨を配付資料にも明記している。
- 図書館との連携手法は今後の運用の中で考えていくが、積極的に連携する中で人の流れを循環させることができれば良いと考える。
- 委員：今後の整備にあたり、どの機能や部屋が引き続き必要であるのかという視点で委員からご意見をいただきたい。
- 委員：トレピエの貸室の数や稼働率、活動団体についてなど基本的な情報を知りたい。
- 事務局：貸室については、３階にホール・料理教室・フィットネスルーム・和室、２階に視聴覚室・学習室・グループ活動室、１階には事務所の他、情報資料室・相談室・こども室・授乳室・ギャラリー等があり、全体の利用率は３８％程度であ

る。

国の提言等を確認する中で、啓発の拠点となる研修室や展示等を行うギャラリー、グループ交流のための活動室、相談室、情報資料室などは新トレピエにおいても必要な機能であると考えている。

委員：新トレピエにおいて貸室がどの程度確保されるのかによると思うが、「トレピエ機能の方向性」を見る限りは、トレピエ活動団体の活動への影響は少ないのではないかと感じる。

事務局：トレピエで活動されてきた方にとっては、新図書館の貸館機能が示されていない中で、今後の活動についてのご懸念もあると思う。新トレピエにも諸室を設ける予定なので、引き続き登録して活動していただくことは可能であると考えている。

委員：新トレピエや新図書館は外国の方の利用も想定しているのか。

事務局：近年外国籍住民が増えているので、新トレピエにおいても表記を多言語化するなどの工夫や配慮が必要であると認識している。

委員：外国の方がトレピエを利用する際に、優先利用できるなどの規定はあるか。

事務局：現トレピエの設置目的は、女性の自立及び社会参加の促進、女性労働者の福祉の増進であり、外国籍の方も含め設置目的に合った活動を行う場合には減免が適用される。

委員：第4次尼崎市男女共同参画計画の基本目標2②「企業・地域等における女性の活躍、男女共同参画の推進」、③「防災における男女共同参画の推進」、基本目標4②「生涯にわたる健康の保持・増進への支援」に関する記載があるので、配付資料「トレピエ機能の方向性」にも企業・地域、防災や健康対策など基本目標に対応した視点を盛り込み、トレピエで取り組んでいくとともに、それに対応する部屋やスペースを確保する必要がある。

グループの育成や支援がトレピエの事業のひとつであるので、そのためのスペースとしてグループ活動室を別枠で設けるよう記載すべきである。

就労支援のためのパソコン講座や面接指導も行っているので、就業等支援スペースとは別に講座室も必要である。

就職活動用スーツ等の保管場所はある程度の広さを確保する必要がある。

ロビー・ギャラリーでは、女性センターが発信する展示のみならず、市民等による展示・広報も実施されているので、その視点を含んだ書きぶりに改めた方が良い。

情報資料室の使用用途のカッコ書きはあくまで一例であり、様々な観点から活用されることが望ましいので、カッコ書きは削除しても良いのではないかな。

「応接室兼相談室」となっているが、応接室は相談室と兼ねるのではなく、別途必要ではないかな。

委員：機能を後退させないようにする必要がある。また、現行の機能と計画が必ずし

も一致していないようにも見えるので、計画には記載されていないが、トレピエの機能として必要なものがあれば、別枠で記載するのも良いと思う。

事務局：いただいたご意見を踏まえて、書きぶりを検討する。

委員：トレピエで資格取得講座を行ったり、性的マイノリティや男性向けの相談事業を始めたりするのであれば、相談室や講座室はもう少し必要なのではないか。

女性センター所長：少なくとも相談室は2つ必要である。

事務局：今回は機能に関する議論が主であるため、配付資料には部屋数は記載していない。今後機能に関する議論が進む中で、部屋数や面積についても考えていく。

委員：まず先にトレピエの機能に関する議論をした後、図書館との連携について話を進めながら、トレピエの部屋数や面積も決めていくということか。今後は図書館との連携を密にして男女共同参画を進めていく方が良い。

事務局：近年では、公共施設の複合化などにより施設の面積は全市的に縮小傾向である。図書館との連携や貸室の整備については、運用面と合わせて今後検討していく。

委員：仕事柄、暴力の事情を生々しく耳にする機会が多く、中には相談の途中で過呼吸やパニックになる人もいて、事務所の和室で横になってもらうこともある。トレピエでも相談業務を取り扱っているので、託児室や授乳室、和室に救護室の機能を兼ね備えるのはどうか。

事務局：託児室や授乳室、和室など横になって休息できるスペースがある部屋を救護室として活用できると良い。

委員：カームダウンルームを設けてはどうか。

委員：これまでのように一つの拠点に知見のある職員が常駐していて、講座を実施することで学びの場を提供し、関連資料も閲覧できるという形で一体的に提供することができて初めて、男女共同参画を推進できるのではないか。新図書館との連携を密にという話が出ているが、連携は容易ではない。新図書館で男女共同参画の展示を行うだけでは啓発効果は薄いし、両施設が近距離に位置するから連携が取りやすいといった簡単な話ではない。図書館を所管している教育委員会とダイバーシティ推進課が密に連携を図って、男女共同参画を推進しているのかという懸念がある。両者の連携には相当な仕掛けや工夫が必要である。

委員：公民館を廃止して、生涯学習プラザに移行する際の教育委員会での議論に携わったが、飲食や物販が認められないという制約があったように記憶している。教育委員会と双方で調整して上手く連携する必要がある。

委員：委員からの意見を踏まえて、教育委員会との連携を図ってほしい。

委員：市が登録団体を中心にヒアリングを行っているが、登録団体以外にも定期的にトレピエを利用している団体がある。現時点でヒアリング未実施の登録グループ(3団体)や定期的に利用している登録団体以外のグループに対しても今後ヒアリングを行う予定はあるか。

事務局：令和6年度は年に一度のモニタリング評価時に実施している利用者アンケート

の中で、今後の施設のあり方に関する項目を追加した。

利用団体に対しても、今後５年間で指定管理者とも連携して、アンケート調査などを行うことで意見を聞いていきたいと考えている。

委員：新トレピエは女性センターという名称ではなくなると思うが、依然として男女の賃金格差が存在していて、ジェンダーギャップ指数が低く、女性が弱い立場にあるということを忘れないでほしい。女性の減免については男女格差を踏まえた上で検討してほしい。

委員：日本の取組は先進的である反面、男女の賃金格差は今もなお残っているなど、その解消は今後の重要な課題ではあるが、一委員の意見として承る。

委員：現トレピエの解体は令和１２年度以降になるか。新図書館が供用開始すると現トレピエの貸館業務は終了するのか。

事務局：現トレピエの解体は北図書館の供用開始後に予定しており、令和１２年度以降になる見込みである。新図書館が供用開始した後は、現トレピエの解体に伴って仮移転する必要がある。

委員：３月のタウンミーティングで行われる講演の内容が図書館と公園に偏っていることが不満である。

委員：タウンミーティングでは、図書館と公園に偏った議論にならないようにしてほしい。

委員：講座室等が空いている時には貸し出す予定であるとのことだが、男女共同参画計画やトレピエの設置目的にあった活動の利用を優先するのであれば、「トレピエ機能の方向性」の資料にも優先される活動とそれ以外の活動とを区別できるように記載する方が良い。減免についても今後整理する必要がある。また、計画の基本目標４②「生涯にわたる健康の保持・増進への支援」は女性のみが対象なのか。「トレピエの機能の方向性」には、女性に限定しない健康対策として追記する方が時代に合う。

事務局：男女共同参画に関するグループ活動の支援・交流の場の提供について、「トレピエの機能の方向性」の使用用途に追記する。

また、喫煙・アルコール・薬物・生活習慣病予防等の啓発や支援は女性に限定していないので、その点に留意して追記する。

委員：ジェンダー平等の観点で記載する必要がある。

(3) 男女共同参画に関する市民意識調査に係る部会設置について

事務局：——説明——

委員：ただいまの説明を踏まえ、市民意識調査部会を設置したいと思うが、どうか。
——異議なし——

委員：異議もないようなので、部会を設置することとする。なお、部会については、

尼崎市男女共同参画審議会規則第5条の規定により、会長の指名する委員で組織することとされているため、私から指名する。専門知識を活かせる学識経験者を中心に構成したいので、私（中里会長）を部会長とし、武田委員、徳山委員、友田委員、西村委員の4名を指名する。

委員：本日はこれで閉会する。

以 上